

賃 貸 借 に 関 す る 契 約 書 （案）

借主 愛媛県中予地方局長 高岡 晃仁（以下「甲」という。）と

貸主 _____（以下「乙」という。）は、次のとおり
賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件・契約形態等）

第1条 乙は、別表中1記載の自動車（以下「車」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 前項の賃貸借にかかる契約形態はメンテナンスリースとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、別表中2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

3 乙は、別表中3の期日までに車を引き渡すことができないときは、その理由を詳記して当該期日の延期を願い出ることができる。この場合において、甲は、その理由を相当と認めるときは、願い出のあった期日の延長を認め、第1項の賃貸借期間の変更について別途契約を締結するものとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）とする。

2 賃貸借料に1か月に満たない端数日が生じた場合は、日割り計算をすることとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前項の規定による月額賃貸借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、_____円とする。

（注）「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、「入札（契約）保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた場合は、免除と記載する。

（賃貸借料の請求及び支払）

第5条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月の20日までに書面により請求するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に賃貸借料を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

（支払の遅延）

第6条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対してその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）において定められた率の

割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

（権利又は義務の譲渡等）

- 第7条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（車の使用の本拠地及び引渡）

- 第8条 車の使用の本拠地は、愛媛県中予地方局とする。
- 2 乙は、別表中3の引渡し期日に、本拠地で車を甲に引き渡すものとする。
- 3 甲は、乙から車を引き渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、引渡しを受け次第検収し、検収完了後速やかに乙所定の物件受領書を乙に交付するものとする。
- 4 甲の検収完了により、車の引渡しがあったものとする。
- 5 甲が車を検収する際に、車の瑕疵を発見した場合は、甲は直ちにこれを乙に通知し、また、物件受領書にその旨を記載するものとする。

（車の瑕疵等）

- 第9条 乙は、甲への車の引渡しが遅延したとき、又は車に瑕疵があったときは、乙の負担により、甲の車の使用継続に必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の場合にも、この契約は変更、解除されないものとする。

（車の保管、使用等）

- 第10条 甲は車を本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとする。
- 2 甲は、車の保管、使用、運行等に関し、本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任及び罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。
- 3 甲は、車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対して損害を与えたときはその賠償の責めを負うものとする。

（メンテナンスサービス）

- 第11条 甲は、乙が指定する整備工場（以下「指定工場」という。）にて別表中4に定めるメンテナンスサービスの実施を受けるものとする。ただし、甲はメンテナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に指定工場と協議するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とする。
- (1) 甲の故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理
- (2) 法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付け
- (3) 車自体（ボディ）の腐食、破損、塗装メッキの退色に起因する修理

（代車の提供）

- 第12条 乙は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して、実施期間中代車を無償で甲に貸与する。

2 第10条の規定のほか、この契約の車の使用、保管、返還等に関する規定は前項の代車の提供の場合にこれを準用する。

(事故処理)

第13条 第10条第3項の事故について、甲からの要請に基づき、乙は事故処理に関し、甲に協力する。

(車の滅失)

第14条 車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め、滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった場合は、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、乙がその事情を認めて甲に通知したときこの契約は終了する。この場合、車が存在するときは、甲は第20条各項の規定に従うものとする。

(車に関する諸費用の負担)

第15条 車に関する登録諸費用、自動車税環境性能割、自動車重量税、自動車税種別割、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル法関連費用及び付属品セットアップ費用は、乙が別表中6の記載に従い負担し、乙の負担分については賃貸借料に含まれるものとする。

2 第11条第1項に基づくメンテナンスサービスにかかる費用は賃貸借料に含まれるものとする。

3 第1項の諸費用について変動があった場合、又は法令の制定、改廃等によって、車の保有、運行等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合、あるいは消費税及び地方消費税が変更された場合に賃貸借料の改定を要すると認められる場合は、これを変更するものとする。

(車の所有権侵害等の禁止)

第16条 乙は、車に賃貸借物件である旨の表示を付することができるものとする。

2 甲は、車について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為ができない。

- (1) 担保権の設定
- (2) 第三者に対するこの契約に基づく賃貸借権の譲渡
- (3) 占有名義の移転

3 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることができない。

- (1) 車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること。
- (2) 車を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡したりすること。
- (3) 車の使用の本拠地若しくは車庫又は保管場所を変更すること。

4 車に付着した他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属する。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員

(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第19条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。(※契約保証金免除の場合は、削除)

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被つた損害について、甲にその賠償を求めることができない。(※契約保証金免除の場合は、第3項とする。)

(違約金)(※契約保証金納付の場合は、この条は削除。)

第18条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、契約金額を年額に換算した金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することがで

きる。

(契約終了時の措置)

第20条 契約終期の到来により契約が終了したときは、甲は甲の負担で車を第16条第4項で乙に帰属したものを除き原状に回復したうえで、乙の指定する場所に持参して乙に返還するものとする。

2 前項の場合において甲が車を原状に回復しない場合には、乙は付着した物件の所有権を取得するものとする。

3 車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から車の返還完了までにこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められた全ての義務を履行するものとする。

4 契約終期到来後も甲が引き続き車を使用したい場合には、甲は賃貸借期間満了の3か月前までに乙に申し出るものとし、別途契約事項を甲乙協議して定めるものとする。

5 車の返還に要する経費は、乙の負担とする。

(乙の機密保持)

第21条 乙は、保守等の実施にあたり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。

(契約保証金の返還等) (※契約保証金免除の場合は、この条は削除。)

第22条 乙は、契約保証金を納付している場合において、別表中2の賃貸借期間が満了し、前条の規定による車の返還が完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(規定損害金)

第23条 甲の責めによるこの契約の解除又は第14条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は、甲は未経過期間対応分の規定損害金を乙に支払うものとする。

2 乙の責めによりこの契約の解除したい場合は、乙は規定損害金を甲に支払うものとする。

3 前二項の規定損害金の額は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(事情変更による契約の変更)

第24条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに到ったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約内容を変更することができる。

(変更の届出)

第25条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第26条 第6条及び第18条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(協議)

第27条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるほか、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 松山市北持田町132番地
愛媛県中予地方局
局 長 高 岡 晃 仁

乙

別 表

1	賃貸借自動車	車種名	
		仕様	
		年式	
		台数	1 台
		型式	
		車体色	
		車台番号	
		付 属 品 ・ 特 装 品	・フロアマット ・サイドバイザー ・エアコン（標準装備の場合は削除） ・リアシートヘッドレスト（〃） ・マッドガード（オプション設定がない場合は不要） ・E T C 車載器（セットアップを含む） ・カーナビゲーション（テレビが視聴できない状態になっているもの。） ・バックモニター ・AM／FMラジオ ・ドライブレコーダー（前後の録画機能を有するもの。）
2	契約期間 (第2条第1項関係)	令和7年12月1日から令和12年11月30日（車両登録日から5年間）	
3	車の引渡期日	令和7年〇月〇日（車両登録日から3日以内（土・日を除く））	
4	メンテナンス サービス	・継続車検、法定点検、6ヶ月安全点検（すべての点検において引取納車すること） ・一般消耗品交換・故障修理・代車（事故時を除く） ・エンジンオイル交換（5,000km走行もしくは6ヶ月経過の何れか早く到来した時点） ・油脂類交換補充・バッテリー交換（不良時）・タイヤ交換（必要本数） ・事故処理協力	
5	諸費用	登録諸費用	乙が全額負担
		軽自動車税（環境性能割）	乙が全額負担
		軽自動車税（種別割）	乙が全額負担
		自動車重量税	乙が全額負担
		自賠責保険	乙が全額負担
		リサイクル法関連費用	乙が全額負担
		E T C セットアップ費用	乙が全額負担
6	占有者	愛媛県（自動車検査証の使用者名義）	